

公立大学法人横浜市立大学環境管理システム規程

制 定 平成 21 年 4 月 1 日
最近改定 令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この規程は公立大学法人横浜市立大学環境管理システム（以下「システム」という。）に関する基本的な事項を定めるとともにシステムの継続的改善を図りながら、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することを目的とする。

(システムの運営管理の根拠)

第2条 システムは、法人の環境方針に基づき、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）に資する具体的な行動目標を法人が行う事業に取り入れて運営をする。

(対象)

第2条 組織区分（以降「セグメント」という。）は次のとおりとし、各セグメントでシステムを運用する。

- (1) 金沢八景キャンパス（みなとみらいサテライトキャンパス含む）、鶴見キャンパス及び舞岡キャンパス
- (2) 附属病院及び福浦キャンパス
- (3) 附属市民総合医療センター

(システムの適用範囲)

第4条 法人のすべての事業活動を対象とする。

(環境方針の改定の手続)

第5条 最高責任者が、環境方針を改定するにあたり、環境管理責任者を補助者とする。

2 環境方針は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 環境配慮及び環境保全に関する活動が法人の事業活動の性質及び規模にふさわしいものであること。
- (2) 継続的なシステム改善、環境改善及び環境汚染の予防を約束すること。
- (3) 環境法令その他環境に関する協定等を順守すること。
- (4) 環境目的及び環境目標を設定し、見直すための枠組みを示すこと。

3 環境方針は、法人のホームページで公表する。

(役割)

第6条 システムを運用するための各責任者及びその職務内容については、別表 1 のとおりとする。

2 事務局は各セグメントの総務課とする。

(環境管理委員会の設置)

第7条 システムを運営するために各セグメントに環境管理委員会を置く。

2 環境管理委員会は委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長は環境管理責任者をもって充てる。

(2) 委員は各セグメントの環境活動責任者をもって構成する。

3 環境管理委員会の職務は次のとおりとする。

(1) システムの策定及び改定に関すること。

(2) 各所管の目標設定と振り返りの確認及びセグメントの環境保全の現状把握。

(3) その他環境管理責任者の要請に基づく事項の審議。

(目標設定)

第8条 環境活動責任者は年度の初めに共通目標項目と所管業務目標項目に対する、各所管業務及び研究活動等の中での具体的な環境活動の取り組みを決め、様式1で環境管理責任者に報告をする。また、その取り組みについて環境保全に関するSDGsのターゲット169項目の中から該当するものを設定する。

(進捗管理)

第9条 環境活動責任者は、前条で設定した目標の進捗管理を行い、環境に負荷を与える事故等があった場合は必要な措置を講ずるとともに、環境管理責任者に報告をする。

(振り返り)

第10条 環境活動責任者は、前条で設定した目標に対する振り返りを行い、環境管理責任者に報告をする。

(公表)

第11条 第8条及び第10条の内容は、法人のホームページで公表する。

(環境管理研修)

第12条 環境活動責任者は年に一度環境保全及び創造、SDGs等についての研修を所属の教職員全員に行い、様式2により実績を事務局に提出する。

2 研修の実施責任者は環境活動責任者とする。

3 事務局は、環境管理研修に必要な資料を作成し環境活動責任者に提供すると共に、研修結果の報告書を揃え環境管理責任者に報告する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（規程第28号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

責任者	職務内容
最高責任者 (理事長)	<p>1 システムの運営の基本となる規程の制定及び改定に関すること。</p> <p>2 組織の環境配慮及び環境保全に関する行動の基本を環境方針として策定すること。</p> <p>3 システムの確立、実施、維持、改善に不可欠な人員、専門的な技能、組織のインフラストラクチャー、技術及び予算を確保すること。</p> <p>4 システムの見直しに関すること。</p> <p>5 環境配慮及び環境保全に関する行動が、特に顕著な取組みであった実施組織を表彰すること。</p> <p>6 環境管理責任者の任命。</p>
最高責任者補佐 (事務局長)	<p>1 最高責任者を補佐し、システムの運営にあたる。</p> <p>2 事務局長は、最高責任者に事故あるときは、その職務を代行する。</p>
環境管理責任者 (各セグメントの総務課を所管する部長)	<p>1 システムの運営。</p> <p>2 環境方針を実現するための取り組みの推進に関すること。</p> <p>3 職員等に対するシステム運営に関する研修に関すること。</p> <p>4 その他、実施組織のシステムを運営するために必要と認められること。</p> <p>5 環境管理委員長を兼務する。</p>
環境活動責任者 (各所属、部門等を代表する者)	<p>1 各所属、部門等におけるシステムの運営管理。</p> <p>2 目標設定、進捗管理、振り返りを行い、環境活動を推進する。</p> <p>3 事故及び緊急事態への予防及び発生時の措置及び環境管理責任者への報告。</p> <p>4 必要な研修の実施。</p> <p>5 設定した目標が実現されるよう自らの所属・部門内及び所属・部門間の連絡調整を図る。</p> <p>6 環境管理委員長を兼務する。</p>

様式1（第8条関係）

<環境管理システム 年度 目標設定・振り返りシート>

所管部署名 _____

共通項目	年度目標	具体的な取り組み	該当SDGs目標ターゲット	振り返り
省資源の取り組み				
廃棄物減量・リサイクルの取り組み				
環境負荷の少ないグリーン購入の促進				
省エネルギーの取り組み				
所管業務目標設定	年度目標	具体的な取り組み	該当SDGs目標ターゲット	振り返り
次年度の課題				
環境活動者の取り組み評価				

様式 2 (第 12 条関係)

環境管理システム研修報告

部署名	
-----	--

実施日時	年 月 日 () : ~ :
実施場所	
研修名 (研修資料名)	
受講者数	
質疑・意見	